



八尾市独自の支援策

Monthly Topics

市民 1 人あたり 5,000 円

八尾市民応援給付金を給付します

長期化するコロナ禍における原油価格・物価高騰などの影響を受けるすべての市民に、八尾市独自の支援策として市民 1 人あたり 5,000 円を給付します。受給権者である世帯主宛てに、9 月上旬に「確認書兼申請書」を送付します。

- 対象者 基準日(令和 4 年 7 月 31 日)時点で八尾市の住民基本台帳に登録がある人
- 受給権者 給付の対象者が属する世帯の世帯主
- 給付額 給付対象者 1 人につき 5,000 円

八尾市民応援給付金コールセンター

電話 0570-020-804

FAX 072-991-6251

受付時間 平日 9 時～17 時



白色の封筒が届いた世帯

確認書兼申請書に金融機関・支店名などの口座情報(令和 2 年度の国による特別定額給付金の受給で八尾市に申請された口座)が記載されています。

■口座の変更のない世帯

申請(書類の返送)の必要はありません。

■口座の変更を希望する世帯

申請が必要です。 確認書兼申請書に必要事項を記入の上、必要書類と共に **9 月 30 日(消印有効)** までに返送してください。

■給付金を辞退する世帯

辞退届を送付しますので、コールセンターにご連絡ください。必要事項を記入の上、**9 月 30 日(消印有効)** までに返送してください。

感染防止対策のため、**郵送での提出**にご協力ください



■給付時期

10 月中旬から順次振り込みます。
※11 月末までに振り込みがない場合は、お問合せください。

水色の封筒が届いた世帯

令和 2 年度の国による特別定額給付金の基準日(令和 2 年 4 月 27 日)以降に世帯主が変更となった世帯、八尾市に転入してきた世帯には口座情報が記載されていません。

→**申請が必要です。** 確認書兼申請書に必要事項を記入の上、必要書類と共に **11 月 30 日(消印有効)** までに返送してください。

※給付金を辞退する世帯は、辞退届を送付しますので、コールセンターにご連絡ください。必要事項を記入の上、**11 月 30 日(消印有効)** までに返送してください。

■給付時期

申請書類の確認審査後、9 月末から順次振り込みます。

配偶者などからの暴力(DV)を理由に避難している人

DVなどで八尾市に住民登録をしながら住所地以外に避難している人、他市に住民登録をしながら八尾市内に避難している人は、給付対象となる場合があります。詳細はコールセンターまでお問合せください。

※件数が多数あるため、振り込みまでに時間がかかる可能性がありますのでご了承ください。

給付金を装った詐欺にご注意!

- ⚠ 市役所の職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。
- ⚠ 電子メールで申請案内を送ることや、URLをクリックして申請手続きを求めることは、絶対にありません。不審な電話がかかってきた場合は、消費生活センターか最寄りの警察署にご相談ください。

問消費生活センター ☎924-8531 FAX924-0180

